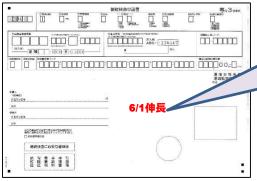
## <u>自動車検査証の有効期間伸長</u> 手続きについて

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等 緊急事態措置を実施すべき区域が全国に拡大されたことから、既に対象 となっている7都府県\*1を除く40道府県の自動車検査証の有効期間が 令和2年4月17日から5月31日までの自動車については、当該有効 期間を令和2年6月1日まで伸長しております。

有効期間の伸長は、申告により受け付けておりますので希望される方は、5月1日から6月1日までの間、検査窓口に申請書類を提出される際に、OCR申請書に下記のとおり記載して頂きますようお願いいたします。



余白に「6/1伸長」と 赤字で記載して下さい。

※OSS継続申請については別途手続きが必要です。

なお、伸長手続きを行うことにより、エコカー減税による初回継続検査時<sup>※2</sup>の自動車重量税の免税を受けられる場合がございますので、今一度、ご確認頂きますようお願いいたします。

※1:7都府県

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県

※2:初回継続検査時(エコカー減税)

車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付を受けた場合に限り適用

## 継続検査を申請する前に、、、

伸長した場合の自賠責保険の加入については、前の自賠責保険の終期から引き続き加入契約の必要がございます。詳しくは、契約先の保険(共済)代理店等にご相談下さい。

自動車検査証の有効期間の伸長について ~新型コロナウイルス感染拡大防止対策~







詳しくは

国土交通省 車検伸長

検索

中国運輸局鳥取運輸支局軽自動車検査協会鳥取事務所